

【人的保証】

【貸与中】「連帯保証人・保証人変更届」について

「連帯保証人・保証人変更届」は連帯保証人、保証人が死亡等で変更の必要が生じた場合に使用します。

奨学生番号ごとに届け出る必要があります。

1 「連帯保証人・保証人変更届」の作成方法

下記 2 の条件に当てはまる方に、連帯保証人または保証人になることの承諾を得たうえで、その方に 自署、実印での押印をしてもらって下さい。また、奨学生番号ごとに下記 3 の書類の添付が必要です。

2 連帯保証人・保証人の選任条件

連帯保証人	原則として、 <u>父母・兄弟姉妹</u> または <u>おじ・おば等</u> を選んでください。
保証人	<u>父母以外</u> の、本人および連帯保証人と別生計の人で、原則 4 親等以内の 65 歳未満の親族（兄弟姉妹・おじ・おば・いとこ等）を選んでください。
共通	① 未成年者・学生・債務整理中の人等保証能力がない人は認められません。 ② 奨学生本人の配偶者（婚約者含む）は認められません。 ③ 平成 14 年度以降に採用された奨学金にかかる届け出の場合、次のア・イのいずれかに当てはまるときは、連帯保証人については返還総額、保証人については返還総額の 2 分の 1 の返還を確実に保証できる収入・資産のある人を選任していただくこととなります。 ア 4 親等以内の親族でない人を連帯保証人・保証人にする場合 イ 届出の時点で 65 歳以上の人を保証人にする場合 ④ 貸与終了時（貸与終了月の末日時点）に奨学生本人が、満 45 歳を超える場合、その時点で 60 歳未満であること。

3 必要書類

新連帯保証人	① 印鑑登録証明書（コピー不可）（変更届の記入日から 3 か月以内に発行されたものを添付してください） ② 収入に関する証明書類（コピー可） ・給与所得の場合…所得証明書または源泉徴収票等 ・給与所得以外の場合…所得証明書 等 ・確定申告書の控え※ ※「確定申告書の控え」を提出する場合は、e-Tax（電子申請）による受付結果画面、即時通知等、税務署で受付済であることが確認できるものを添付。
新保証人	① 印鑑登録証明書（コピー不可）（変更届の記入日から 3 か月以内に発行されたものを添付してください）
共通	① 返還保証書 ② 収入・資産等の証明書類 } ※ 2 の③ア・イのいずれかに当てはまる場合、上記に加えて提出が必要です